

(別紙1)

小千谷市子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び小千谷市から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱第11条の規定により、速やかに小千谷市に報告し、子育て世帯移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 子育て世帯移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 子育て世帯移住支援金の申請日から3年未満に小千谷市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 子育て世帯移住支援金の申請日から3年以上5年以内に小千谷市以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合)

 - (5) 子育て世帯移住支援金の申請日から1年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(テレワーク、関係人口の場合)

 - (6) 子育て世帯移住支援金の申請日から1年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たさなくなった場合：全額
- 3 子育て世帯移住支援金の交付要件及び返還要件等の該当の有無を確認するため、必要な範囲において小千谷市が住民基本台帳等その他関係書類の確認、就業先や関係機関への就業状況等の確認を求めることについて同意します。

年 月 日

申請者氏名 _____

(別紙2)

小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び小千谷市は、子育て世帯移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定により適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び小千谷市は、当該個人情報について、本事業の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。